

金融再生法ベースの債務者区分による開示

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成20年9月末 (A)	保全額(B)		保全率 (B) / (A)	引当率(%) (D) / {(A) - (C)}
			担保・保証(C)	貸倒引当金(D)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,030	1,898	1,636	262	100.00	100.00
危険債権	3,974	3,681	2,887	773	99.42	97.35
要管理債権	1,625	1,587	873	210	68.24	29.41
小計	7,631	7,167	5,397	1,245	92.67	70.33
正常債権	59,686	60,044	(注) 1.上記の平成20年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類しておりますが、集計方法については簡便な方法により集計しておりますので、計数は連続しておりません。 2.貸倒引当金には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。			
合計	67,317	67,212				
不良債権比率	11.33	10.66				

●用語の説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、民事再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。担保・保証及び貸倒引当金で全額カバーしております。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。担保・保証及び貸倒引当金で99.42%カバーしております。

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。これらの債権すべてが将来必ずしも返済不能になるものではありませんが、当金庫は、十分な管理をいたしております。

自己資本比率(国内基準)

金融機関の健全性を示す自己資本比率は、5.52%程度となりました。海外に営業拠点を持たない金融機関に対して、国が定めた健全性の目安である4%は維持しておりますが、今後とも地域にしっかりと根を張り、地域の皆様から信頼される金融機関となるよう、収益の向上による自己資本の充実を図り、さらに健全な経営体質づくりに努めてまいります。

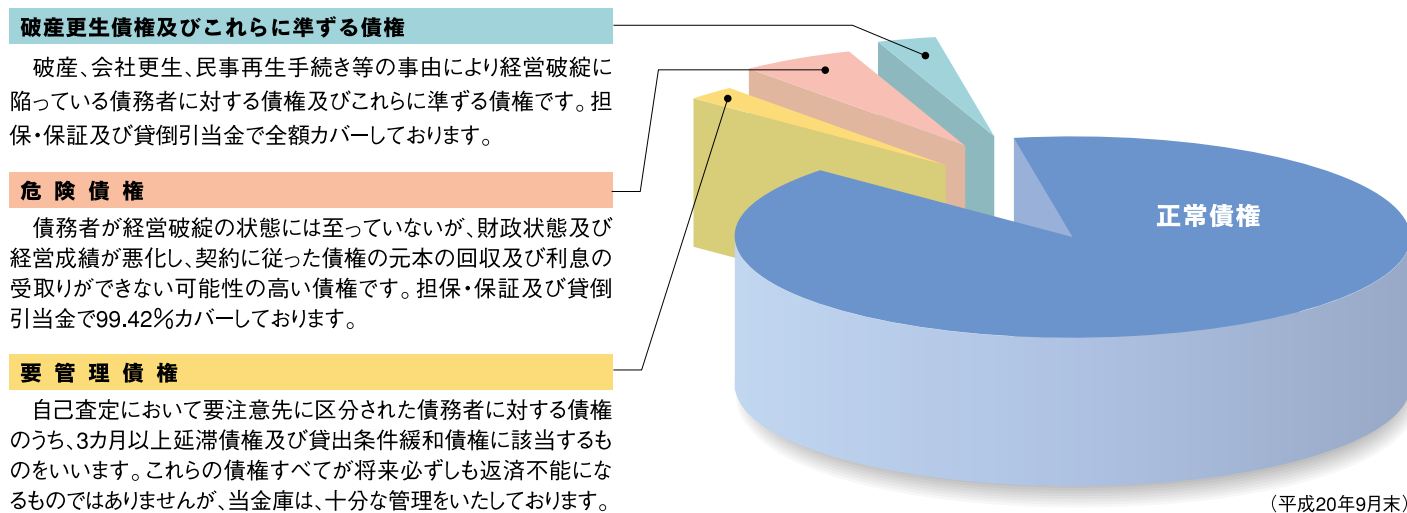
(単位:百万円)

参考 (単位:百万円)

	平成20年9月末	平成20年3月末
自己資本の額	3,184	3,426
リスク・アセット等	57,589	57,080
自己資本比率	5.52%程度	6.00%

(注) 「リスク・アセット等」とは、リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。

(注) 集計方法については、簡便な方法で集計しております。 ※上記記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しておりますので、合計額とは必ずしも一致しません。



(平成20年9月末)

損益の状況

●業務純益とは

金融機関の利益を見るうえの重要な指標で、預金・融資や為替業務等金融機関の本来の業務から生まれた利益です。

●経常利益とは

業務純益に貸出金償却、貸倒引当金繰入額等の臨時損益を加減算したものです。

●当期純利益とは

経常利益に特別損益と税金等を加減算したものです。

(単位:百万円)

参考 (単位:百万円)

	平成20年9月末	平成20年3月末
業務純益	9	337
経常利益	△95	272
当期純利益	35	217